

事 務 連 絡
平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

健康食品の原材料として使用された成分（2,4-ジニトロフェノール（DNP））
の取り扱いについて

今般、英国 FSA（英国食品基準庁）が2,4-ジニトロフェノール（DNP）を含む製品の使用後に若者が死亡した最近の事例を受けて、当該成分を含むいずれの製品も使用しないよう強く警告した旨の情報を入手しました。

当該情報によると DNP は工業用化学物質であり、ヒトが摂取するのは適さないものの、DNP 含有製品（カプセル、タブレット、粉末）が減量目的でボディビルダー等へ販売されており、当該品を摂取した場合、ヒトの健康へ深刻な危害（死亡含む）が生じる可能性がある旨の報告（以下 URL 参照）がされています。

日本における DNP 含有食品の業としての輸入実績はありませんが、管轄の関係事業者及び消費者からの相談等に対し、健康被害を未然に防止する目的から情報提供していただくようお願いします。

なお、英国 FSA の情報については、以下 URL で確認できます。

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/oct/dnp>

【照会先】

基準審査課新開発食品保健対策室

担当：岡崎（内線2458）

（電話代表）03(5253)1111

（電話直通）03(3595)2327